

工事監理業務委託における 「技術者評価型選定方式」 の試行について

国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課営繕技術管理室課長補佐

さわえ よしあき
澤永 好章

1 はじめに

国土交通省では、建築工事の工事監理業務の充実・強化を図る目的で、平成13年2月に監理業務の新しい委託方式を制定し運用しています。

この工事監理業務委託では、設計行為の延長と位置付けられる業務（いわゆる「設計意図伝達」）と施工段階に行うその他の工事監理業務を区分して発注し、第三者の視点から設計内容に客観的な技術的検討を加え適正な品質確保を図ることから、原則として、当該工事の設計業務の受注者とは異なる者と契約することとしたことが大きな特徴となっています。

このことから、従来は工事監理業務のすべての部分を元設計者に随意契約してきたところですが、品質管理にかかる部分は、元設計者でなくとも一定の要件を満たす資格・経験を有していればよいことから、委託の基本方針として、原則として競争入札によることと整理しました。

しかしながら、通常の競争入札方式によって工事監理業務の受注者を選定する場合には、その受注者が保有する技術力を確認することは困難であります。この点を改善しようと試みたのが、昨年8月に試行通達を出した技術者評価型の選定方式である「書類選考型競争入札方式（仮称）」で

す。この策定方式についてご紹介いたします。

2 技術者評価型選定方式の試行の背景

(1) 国土交通省における入札・契約手続きの改善

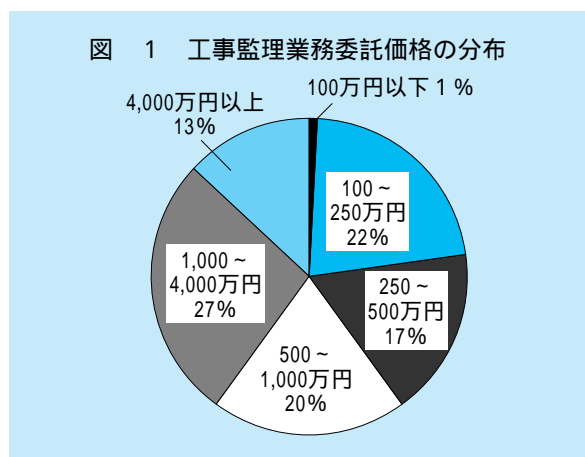
建設コンサルタント業務を競争入札方式により委託する場合、国土交通省では、「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚発第50号）」および「建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準について（平成6年12月21日付け建設省厚契発第25号他）」において、指名業者の選定基準と運用基準が定められており、工事監理業務もこの方式によって選定しています。

しかしながら、競争入札方式によって工事監理業務を委託する場合には、委託仕様書等において必要とされる資格および経験についての規定はなされているものの、対象建築物に対応した適切な工事監理業務を実施することのできる技術力を保有していることを客観的に確認し評価することが必要となっています。

このため、国土交通省では、「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続きの改善について（平成12年7月26日付け建設省厚契発第25号他）」において競争入札方式でも4,000万円以上（平成

14年度)の場合には簡易公募型競争入札に準じた方式により、参加表明書のなかで技術資料の提出を求め、これに関する評価を加味することとなっています。

しかし、簡易公募型競争入札に該当しない工事監理業務委託は8割以上(平成13年度実績)にもなり、従来型指名競争入札により選定しています。(図1)



(2) 従来型指名競争入札における検討

従来型指名競争入札では委託価格の多寡のみによる競争入札となることから、受注者の技術力を確認するために、技術提案に関する資料の提出による選定方式の導入ができないのか、また設計者団体からは受注者の資質評価を求める要求が出されています。

一方、一昨年実施した工事監理業務を対象にしたアンケート(地方整備局の営繕工事を対象)でも、「品質確保の点からどのような技術者が配置されるのか事前に把握すべきである」とか「単なる簡易公募型競争入札方式の枠の拡大では委託価格が低いので十分な参加表明者がでるのか不安である」という意見が出されました。

そこで、こうした問題点を解決する方策として、簡易公募型競争入札方式の対象業務よりも規模の小さい業務について、建設コンサルタントの受注意思を反映するとともに、当該監理業務の実施に係る技術的適性を把握するため、指名業者の選定に先立って、監理業務受注意思の確認と技術

資料の提出を求める「書類選考型競争入札方式(仮称)」に係る試行手続きを昨年8月に決めました。

3 技術者評価型選定方式の試行

(1) 書類選考型競争入札方式(仮称)の概要

この「書類選考型競争入札方式(仮称)」は、簡単にいえば「工事希望型のコンサル版」といえます。指名業者の選定に先立って、相当数の建設コンサルタントに対し、受注意思の確認と技術資料の提出を求めることは、工事発注の場合と同様です。

書類選考型競争入札方式(仮称)の概要については、以下のとおりです。

① 対象業務

予定価500万円～簡易公募型競争入札の対象規模(4,000万円)未満。

② 技術資料を求める業者数

十数社～20社程度(業務の内容・当該業務の規模等を勘案して選択)。

③ 技術資料の内容

- i) 建設コンサルタントの登録状況
- ii) 保有する技術職員の状況
- iii) 同種または類似業務の実績
- iv) 配置予定技術者の資格、業務の経験等
- v) その他地方整備局長等が認める事項

④ 入札手順フロー

図2による。

⑤ その他

技術資料を提出した者のうち指名しなかった者に対して、指名しなかった旨および指名しなかった理由を書面により通知する。

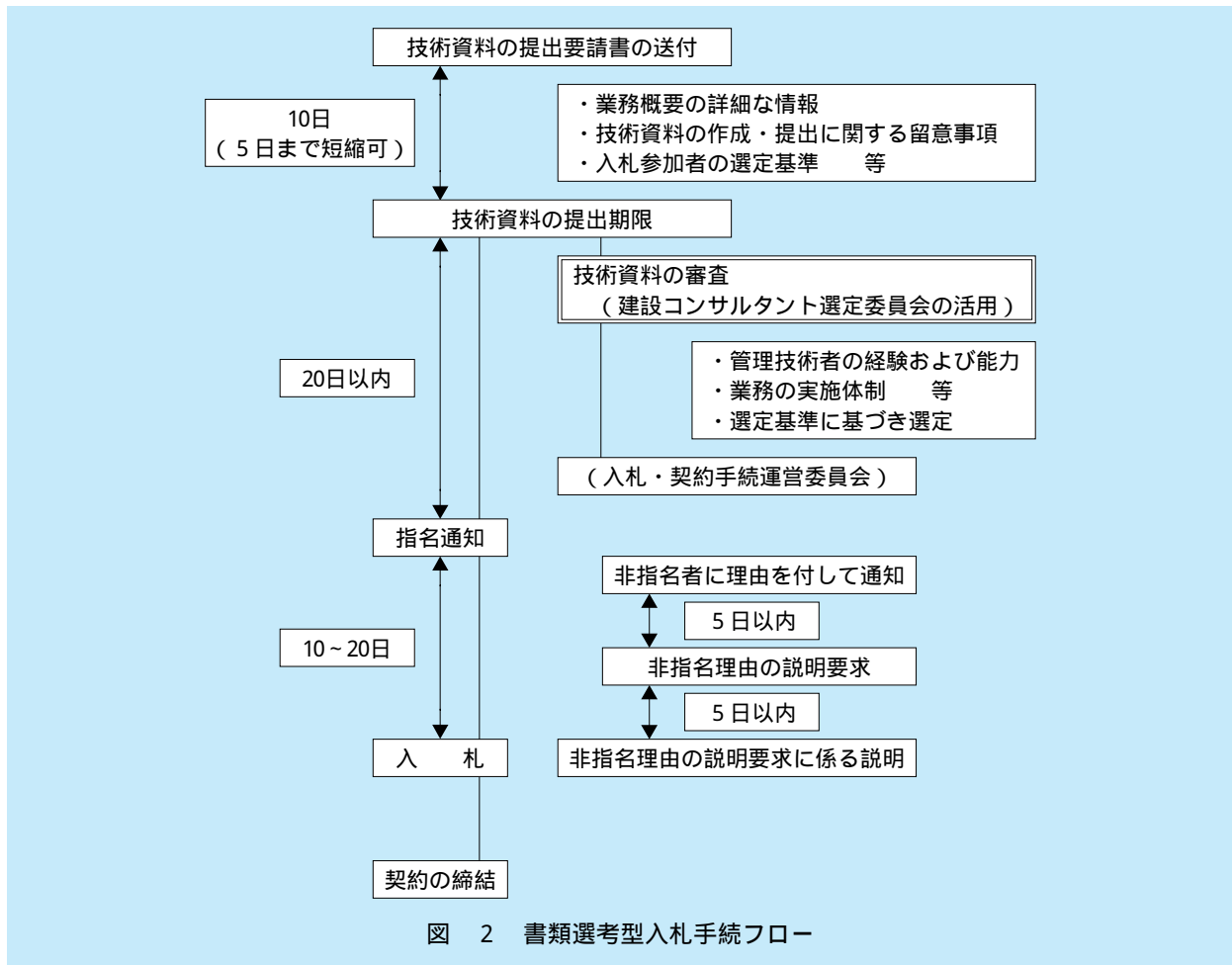
(2) 試行の実施

この新しい方式による試行期間は今年度中としており、試行第1号として昨年11月、本省の工事監理業務において先行実施しています。

なお、参考として技術資料の提出における実施例(一部修正)について、表1に示します。

- ① 保有する技術職員の状況
- i 保有する技術職員の状況について、別添様式 に記載すること。なお、設計部門から独立した工事監理を専業とする部門（工事監理を専業とする企業を含む。）を有する場合は、その部門の保有する技術職員の状況についても記載すること。
- ② 同種又は類似業務の実績
- i 管理技術者等について、別添様式 ~ に記載する。なお、当該業務での同種又は類似業務の実績とは次の工事監理業務とし、平成 年 月 日以降に業務が完了し、建物が完成し引渡しが進んでいるものに限り記載すること。
- ii 記載する同種又は類似業務の実績の件数は1件でよい。なお、同種業務の実績があればそれを、無い場合は類似業務の実績を記載すること。
- ア 管理技術者及び建築主任担当技術者
- 1) 同種業務：建物用途 庁舎、事務所又は類似施設（新築又は増築）
 構造 鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造
 階数 階数が 以上
 延べ面積 , m²以上
- 2) 類似業務：構造 鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造
 階数 階数が 以上
 延べ面積 , m²以上
- イ 建築設備資格者
- 1) 同種業務：建物用途 庁舎、事務所又は類似施設（新築又は増築）
 階数 階数が 以上
 延べ面積 , m²以上
- 2) 類似業務：階数 階数が 以上
 延べ面積 , m²以上
- なお、類似施設とは事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設をいう。
- また、複合用途建築物にあっては、当該用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその過半に満たない場合であっても、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む）を満たしているものについては同等の実績として認めるものとする。なお、これに付随共用部分とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。
- ③ 契約書の写し
- 上記②の同種又は類似業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、社団法人公共建築協会の「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。
- ④ 複数の候補者がいる場合
- 管理技術者等で複数の候補者がいる場合は、候補者毎に別添様式 ~ にそれぞれ記載すること。
- ⑤ 業務経歴書の添付
- 管理技術者等の実務経験年数が確認できる業務経歴書をそれぞれ添付すること。
- ⑥ 管理技術者等の手持ち業務
- 管理技術者及び建築設備資格者の手持ち業務の状況について別添様式 ~ に記載すること。
- ⑦ 協力事務所
- 業務の一部を再委託する場合には、別添様式 に記載する。（管理技術者等の記載を求めない部門を再委託する場合においても記入すること。）

表 1 技術資料の提出資料実施例



4

今後について

工事監理業務の入札方式については、今回の試行結果を受け問題点の抽出と内容の改善を図り、平成15年度以降導入できるよう検討することとしています。

しかし、平成15年度コンサルタント業務の資格審査における業態調書の希望業務に工事監理業務

の欄が設けられたことや、簡易公募型競争入札方式の対象業務の引き下げ等により、さらにその内容は変化していくものと思われます。

さらに多方面の意見を聞きながら、工事監理業務の委託方式そのものについても、今までの設計業務の委託方式の進化と同様に、さらなる検討を加えていかなければならないものと考えています。